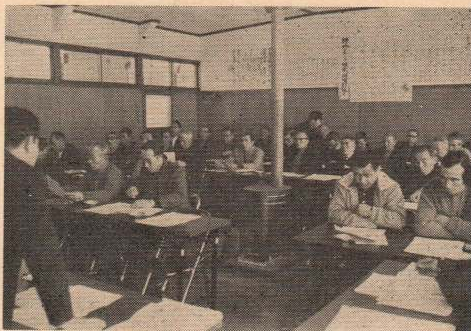


米の生産調整

今年から水田利用再編対策として実施

- △ 米の生産調整は、昭和51年から実施された「水田総合利用対策事業」に代って、53年からは「水田利用再編対策」として実施されることになりました。
- △ 水田総合利用対策事業は、水田を利用して米以外の農産物の増産を図り、国内における農産物の総合的な自給力の向上を図る目的で行われてきましたが依然として稲作指向が強い一方、米の需要が引き続き停滞していることから、今年からは水田利用再編対策に切りかえ、水田転作面積を配分したうえで、米の生産を抑制するとともに、飼料作物、大豆、麦そば等の転作を実施し、農産物の需要の動向に安定的に対応できる農業生産構造の確立を図ろうとするものです。



水田利用再編対策の内容説明会 (53.1.16中央公民館)

本市の転作目標面積は
水田の7%で283ha

本市には、転作目標面積283ha(283町歩)が配分され、これは昨年の3・3倍で水田面積の7%にあたります。つまり、農家個々にその所有する水田面積の7%を転作してもらうことになるわけです。

以下、水田利用再編対策の概要をお伝えします。

実施期間 はおおむね10年間とし、これを数期に分け第1期は53

年から55年までの3年間として実施することになっています。

転作目標面積の配分方法

は、農家個々に配分しますが、この場合各集落内に団地化した計画転作を推進するため集落ごとに仮配分し、集落内の調整を経て正式に配分します。配分された面積は未達成や新規開田などがない限り3年間は同じ転作目標面積となります。

実施の種類

としては次の3通りがあります。

(1) 転作

米以外の特定作物(大豆、そば、麦類)や一般作物(野菜、小豆、タバコ、樹苗等)、それに永年性作物(果樹、ホップ、アスパラガス等)の作付による転作で、このほか林地、養魚池、及び農業生産に必要な施設の敷地への転換も含まれます

(2) 農協等への水田預託

これは労力不足などの事情により転作できない農家が、その水田を農協に預ける方法で、これには次の方法があります

(イ) 農協が転作希望農家を探して、使用貸借契約を結んで転作してもらう。

(ロ) 農協が借り受け、それを組合員のための実習展示圃、共同放牧地、採種圃などの用地等として利用する。

(ハ) 農協の保全管理、これはやむなく休耕しなければならない水田を、転作事業が実施されるまでの間、預託農家が費用を農協に支払って、いつでも耕作可能な状態に管理してもらうもので、いわゆる単耕休耕を防ぐためのものです。

(3) 土地改良事業の通年施行

これは農作物を作付けすることなく、夏期に耕地整理などの工事を実施することです。

以上、本対策はこの3つの方法から成り立っています。

転作に奨励補助金交付
集団計画にさらに加算金

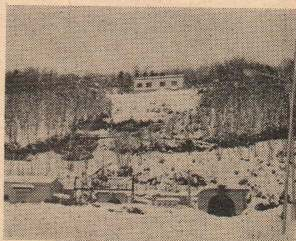
転作等を実施した農家には、水田利用再編奨励補助金(左表)が交付されます。ただし、転作を実施した水田のどれもが対象になるとは限りません。対象とな

松木鉱山1月末で閉山

昨年11月12日に閉山を表明していた松木鉱山は、1月24日午後の2番方から操業をストップ、1月31日ついに閉山しました。

同鉱山は、三菱金属株式会社が昭和45年に開発に着手、48年4月から操業を開始、51年7月には三菱金属から分離独立して松木鉱業株式会社として発足、黄銅鉱月産約1万トンと採掘出鉱していましたが、銅価の下落低迷、高品位鉱量の減少、それに採掘コストの上昇に伴う赤字増大などを理由にやむなく閉山したものです。

その後、この閉山と同時に離職した従業員150人の再就職問題が心配されていますが、2月20日現在で81人の再就職が決定、残り69人については、鉱山と職業安定所を窓口で紹介業務をすすめています。



閉山した松木鉱山

る水田は、52年に水稻の耕作が行われた水田、又は、52年に転作を実施し、奨励補助金の交付対象となった水田です。50年産の水稻の収穫期後に開田された新規開田は除かれます。

また、この対策では農家個々の転作も認められますが、集落ごとの集団による計画転作が強調されています。これは集落内の農家はそれのほとんどが用排水や地理的な条件で関連していることから、集落をひとつの単位として転作計画をすすめるもので、この場合には奨励補助金のほかに計画加算金が上積みされることになっています。

以上、水田利用再編対策の大意をお伝えしましたが、もし目標面積未達成があれば、その分を翌年に加算され、あわせて米の換算数量(限度数量)が控除されますので、農家の皆さんの本対策への正しいご理解とご協力をお願いします。

《転作奨励補助金及び計画加算金》

作物等区分	10a当り基本額		転作率区分(%)	10a当り計画加算額	
	○特定作物	○一般作物		○特定作物	○一般作物
共済引受基準収穫量区分(kg)	○永年性作物	○管理転作	以上	○永年性作物	○管理転作
580 ~ 594	64,000円	49,000	22%以上	20,000円	13,000円
595 ~ 609	63,000	48,000	20 ~ 22	19,000	12,400
610 ~ 624	62,000	47,000	18 ~ 20	18,000	11,800
625 ~ 639	61,000	46,000	16 ~ 18	17,000	11,200
640 ~ 654	60,000	45,000	14 ~ 16	16,000	10,600
655 ~ 669	59,000	44,000	12 ~ 14	15,000	10,000
670 ~ 684	58,000	43,000	10 ~ 12	14,000	9,400
685 ~ 699	57,000	42,000	8 ~ 10	13,000	8,800
700 ~ 714	56,000	41,000	6 ~ 8	12,000	8,200
715 ~ 729	55,000	40,000	4 ~ 6	11,000	7,600
730 ~ 744	54,000	39,000	4%未満	10,000	7,000
745 ~ 759	53,000	38,000	(例) 反収534kg(当市平均)の水田に大豆を作付けた場合は、10a当り6万円の奨励補助金が、また計画転作(集団)でその転作率が7%の場合はさらに1万2千円の加算金が交付されます。		
760 ~ 774	52,000	37,000			
775 ~ 789	51,000	36,000			
790 ~ 804	50,000	35,000			
805 ~ 819	49,000	34,000			

水道ミニ知識

～水道料金の支払方法について～

水道料金の支払いには次の3つの方法があります。

- ① 集金員による集金…毎月水道課の集金員が直接お宅へ集金にうかがう方法
- ② 自主納付…毎月水道課から送られる納付書により、市役所や出張所又は銀行などへ納付していただく方法
- ③ 口座振替制度…金融機関に預金口座のある場合、金融機関があなたに代って料金の支払手続きをしてくれる自動振替制度

現在、集金員による方法を利用し、留守がちなご家庭はなるべく納付書による納付、又は銀行などの口座振替制度をご利用ください。

なお、口座振替は市内各銀行、信用金庫、信用組合で取扱っていますので預金通帳、印鑑、水道料金の領収書又は検針票を持参のうえ、自分の預金口座をお持ちの金融機関へお申込みください。

その他詳しいことについては水道課へお問合わせください。電話42-4117

～成人病のきっかけをつくらないために～

保健婦だより

1 バランスのとれた食生活を

健康を守るためには栄養素をバランスよくとることがあります。そのためには右図のように6つの食品群を毎日組合わせて献立を立てると便利です。

2 お米だけのとりすぎはやめましょう

お米などの糖質をとると肥ります。肥満は高血圧や動脈硬化の人にとって大敵です。

3 塩分の制限を

塩分は血圧を上げます。高血圧の人は塩分を普通の人の半分の7～8割まで制限する必要があります

4 脂肪は植物性のものを

動物性脂肪は動脈硬化を促進させます。動物性の油は避け、てんぷら油、サラダ油、ごま油などの植物性の油をなるべくとるようにしましょう。

5 魚は自由に肉はほどほどに

魚や肉は減らす必要はありませんが、肉のあぶらは避けたいものです。

6 新鮮な野菜、果物、海藻類をもっと

ミネラルやビタミンが多く含まれています。大いにとってください。

＜6つの基礎食品＞

主な栄養素	食品の種類
ビタミンA	1 群 緑黄野菜
ビタミンC	2 群 その他の野菜・果物
たん白質	3 群 肉・魚・卵・大豆
糖質	4 群 穀類・砂糖・いも
カルシウム	5 群 牛乳・小魚・海藻
脂肪	6 群 油脂